

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市小児医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市小児医療費給付条例（平成17年総社市条例第133号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給資格者証の提示) 第8条 この条例による医療費の給付を受けようとするときは、受給資格者が療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認</u> <u>その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認</u> <u>を受けるとともに、受給資格者証の提示等により受給資格者であることの</u> <u>確認を受けなければならない。</u></p>	<p>(受給資格者証の提示) 第8条 この条例による医療費の給付を受けようとするときは、受給資格者が療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）<u>に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書及び受給資格者証を提示しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。